

17 農地転用許可制度

●担当課
農業政策課
農村計画・農地調整担当
(電話048-830-4025)

目的

国土の計画的かつ合理的な土地利用の観点から、農業と農業以外の土地利用計画との調整を図りながら、優良農地を確保して、農業生産力を維持するとともに農業経営の安定を図る。

制度概要

1 農地を農地以外のものにする場合は、農地法第4条及び第5条の規定により、都道府県知事の許可を受けなければならないとされている。

※ 国又は県から権限移譲を受けている次の7市の管内における農地転用については、各市長（又は農業委員長）の許可を受けなければならない。

さいたま市、川口市、草加市、深谷市、加須市、久喜市、蓮田市

なお、蓮田市は国から直接権限移譲を受けているため、許可可能な転用面積の上限はないが、他の6市は県から転用面積が4ha以下の農地転用許可権限についてのみ権限移譲を受けている。

2 許可権者は、申請者から転用の申請があった場合には、立地基準と一般基準に基づき、許可の判断を行うこととされている。

(1) 立地基準

農地区分	営農条件、市街地化の状況	許可の方針
甲種農地	市街化調整区域内にある、集团的に存在するなど良好な営農条件を備えた農地	原則不許可
第1種農地	10ha以上の規模の一団の農地 等	原則不許可
第2種農地	市街化が見込まれる区域内にある農地 等	周辺の他の土地に立地することができない場合等は許可
第3種農地	市街地の区域内にある農地 等	原則許可

(2) 一般基準：事業実施の確実性（資力・信用、他法令の許可見込 等）
被害防除 等

3 ただし、許可を要しないものもある。

- ① 国又は都道府県による転用
- ② 市街化区域内の農地をあらかじめ市町村農業委員会に届け出て転用する場合
- ③ 地方公共団体（都道府県を除く）が土地収用法第3条に掲げるもの（学校・社会福祉施設・病院・役所(場)等は除く）の敷地に供するために転用する場合 など

●根拠法令等 農地法第4条、第5条（創設年度 昭和27年）

●制度の留意点

農業振興地域の整備に関する法律の規定による農用地区域内の農地を転用しようとする場合は、原則として、あらかじめ市町村が農用地利用計画の変更を行い、当該農地を農用地区域から除外しなければならない。

■農地転用許可審査 手続きフロー

